

区民相談

区民の方向けに、さまざまな相談窓口を開設しています

☎3312-2111(区代表) ★は予約制

新型コロナウイルス感染症対策により一部相談業務を休止している場合があります。詳細は、区ホームページ(右2次元コード)参照。



相談名	内容	日時等	場所・問い合わせ		
暮らし・法律・行政など	一般区民相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	区政相談課		
	くらしの相談	月・火・木・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時			
	外国人相談	英語＝火曜日午前9時～正午／木曜日午後1時～4時▶ 中国語＝火曜日午後1時～4時／木曜日午前9時～正午			
	外国人サポートデスク	外国人相談(ボランティアによる通訳・相談)	英語＝月曜日午後1時～4時／金曜日午前9時～正午▶ 中国語＝月曜日午前9時～正午／第1・3・5金曜日午後1時～4時▶ 韓国語＝第2・4金曜日午後1時～4時▶ ネパール語＝第1・3水曜日午前9時～正午	区政相談課 園杉並区交流協会☎5378-8833☎5378-8844	
	交通事故・防犯相談	示談の進め方や防犯対策について	火・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時	区政相談課	
	人権相談	人権の侵害について	第4金曜日午後1時～4時(受け付けは3時まで)		
	行政相談	国など行政機関への苦情や要望	第2金曜日午後1時～4時	犯罪被害者総合支援窓口相談専用☎5307-0620	
	犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題や悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時		
	生活相談	病気や失業などで経済的に困りのことなど(主に生活保護をお考えの方)	月～金曜日午前8時30分～午後5時		
	家庭	弁護士による法律相談★	土地、建物、相続、その他法律上のこと	月～金曜日、第3土曜日午後1時～4時	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)
税務相談★		贈与税・相続税等についての助言・指導	水・木曜日午後1時～4時		
司法書士相談★		不動産登記や商業登記の手続き、裁判所へ提出する書類の作成・手続き等の助言・指導	第2・4水曜日午後1時～4時	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)	
家事相談★		夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時	子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当☎5307-0343	
家庭相談		離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	区役所1階ロビー 園住宅課	
ひとり親家庭相談		ひとり親家庭への支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時		
住宅・建物		住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕、増改築など	月・金曜日午後1時～4時	区役所1階ロビー 園住宅課
		専門家による空家相談★	空き家の管理・相続など	第3木曜日午前9時20分～11時55分	
		住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物の耐震診断や耐震改修・ブロック塀相談	第2水曜日午後1時～4時	区役所1階ロビー 園市街地整備課耐震改修担当
		建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会	建物全般・ブロック塀相談	第1・3火曜日午後1時～4時	
高齢者	介護保険苦情・相談	介護保険サービスへの苦情・相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課	
	健康相談★	高齢者の健康について	午前10時～11時30分、午後1時～4時30分(第3月曜日を除く)	高齢者活動支援センター☎3331-7841	
	高齢者の総合相談窓口	介護に関する相談、もの忘れ相談、介護保険の申請受け付け、介護予防や生活支援の相談・申請受け付け	月～金曜日午前9時～午後7時/土曜日午前9時～午後1時(電話相談は年中無休)	地域包括支援センター(ケア24)20カ所(「すぎなみくらしの便利帳」参照)	
	在宅支援・高齢者福祉の相談	在宅支援や高齢者の福祉、若年性認知症について	月～金曜日午前8時30分～午後5時	高齢者在宅支援課	
障害者	介護者の心の相談★	臨床心理士による介護者の悩みや心の葛藤について	毎月3回	在宅医療・生活支援センター☎5335-7316	
	障害者の総合相談窓口	生活全般について	月・水～金曜日午前9時～午後7時/土・日曜日午前9時～午後5時 火～金曜日午前9時～午後7時/土・日曜日午前9時～午後5時	障害者地域相談支援センター(すまいる荻窪)☎3391-1976☎3391-1012 障害者地域相談支援センター(すまいる高円寺)☎5306-6381☎5306-6383	
	障害者手帳に関する相談	身体障害者手帳、愛の手帳について	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者地域相談支援センター(すまいる高井戸)☎3331-2510☎3332-1815	
	高次脳機能障害者の相談	高次脳機能障害について	月～金曜日午前8時30分～午後5時	障害者施策課障害福祉サービス係	
経済	商工相談★	資金繰り、創業その他経営について	月～金曜日午前8時30分～午後5時	産業振興センター就労・経営支援係(商工相談担当)☎5347-9182	
	就労	就労準備相談★	個々の状況に応じた就労準備のための相談・職業紹介	就労支援センター(若者就労支援コーナー)☎3398-1136	
教育・保育・児童	職業相談	ハローワークスタッフによる職業相談、職業紹介	月～金曜日午前9時～午後5時	就労支援センター(ハローワークコーナー)☎3398-8619	
	消費者	消費生活相談	商品やサービスの契約トラブルなど消費生活	消費者センター相談専用☎3398-3121	
	教育・保育・児童	学校教育に関する相談	子どものいじめなど	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター教育SAT☎3311-0021
		いじめ専用電話相談	子どものいじめ	月～金曜日午前10時～午後7時	すぎなみいじめ電話レスキュー☎0120-949-466、☎080-8825-0119
		教育相談★	児童生徒の情緒や家庭・学校生活など教育について	月・水・金・土曜日午前9時～午後5時/火・木曜日午前9時～午後7時	済美教育センター教育相談担当☎3311-1921
		就学支援相談★	特別支援学級や特別支援学校への入学、転学に関する相談、学校入学後の支援について	月～金曜日午前9時～午後5時	特別支援教育課☎5929-9481
		電話教育相談	不登校や教育上の悩み	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター教育相談担当☎3317-1190
		子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど	月～土曜日午前9時～午後5時	区立保育園(31園) 園保育課
			就園前の子育ての悩みなど	月～土曜日午前9時～午後5時	子育てサポートセンター(宮前☎3333-4699/今川☎3394-3935)
		子どもの相談★	乳幼児の発達・遅れなど	月～土曜日午後1時～4時	区立子供園(下高井戸☎3303-9485/堀ノ内☎3313-3437/高円寺北☎3330-0340/成田西☎3311-3876/高井戸西☎3332-9020/西荻北☎3399-0848)
ゆうライン(子どもと家庭に関する総合相談)		子どもからの相談、子育ての相談など	月～土曜日午前9時～午後7時	児童発達相談係☎5305-6713	
子どものこころの相談★		児童精神科医による専門相談	第2・4火曜日午後2時30分・4時	杉並子ども家庭支援センターゆうライン(相談専用窓口)☎5929-1901	
家族相談★	臨床心理士による専門相談	木曜日または土曜日(月3回)			
子育て支援サービスの利用相談	区が行う子育て支援サービス、子育て応援券事業者などの民間サービスの利用相談、保育園の入園相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	子どもセンター(荻窪☎5347-2081/高井戸☎5941-3839/高円寺☎3312-2811/上井草☎3399-1131/和泉☎3312-3671)		
DVなど	一般相談(面談は予約制)	家庭内の問題、人間関係の悩み、性的マイノリティーに関する悩みなど	月～金曜日午前9時～午後5時	男女平等推進センター一般相談専用☎5307-0619	
	法律相談★	女性のための離婚・養育費などの法的な問題	木曜日午後1時30分～4時30分(月1回夜間あり)		
	DV相談(面談は予約制)	配偶者・パートナーからの暴力の相談	月～金曜日午前9時～午後5時	すぎなみDV専用ダイヤル☎5307-0622	
	女性相談	配偶者等からの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪☎3398-9104/高円寺☎5306-2611/高井戸☎3332-7221)	
保健福祉・医療	保健福祉サービス苦情調整委員制度★	保健福祉サービス苦情調整委員への相談(施設や在宅などで提供される保健福祉サービスについて)	月3回午後1時30分～4時(受け付けは3時まで)	保健福祉部管理課保健福祉支援担当	
	医療安全相談窓口	医療機関に関する悩みごと、困りごとなど	月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時30分	杉並保健所健康推進課専用☎3391-0874	
	在宅医療相談調整窓口	在宅医療に関する相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	在宅医療・生活支援センター☎3391-1380	
	健康相談	子育て・乳幼児歯科・もの忘れ・こころ(自殺予防を含む)・生活習慣病・食生活など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 ※各種健康相談の日程は、「広報すぎなみ」毎月15日号に掲載予定。	保健センター(荻窪☎3391-0015/高井戸☎3334-4304/高円寺☎3311-0116/上井草☎3394-1212/和泉☎3313-9331)	

※区政相談課(区役所東棟1階)には月・水曜日の午前9時～午後4時、福祉事務所(荻窪)には第3木曜日の午後1時～3時に手話通訳者がいます。
※いずれの相談も、祝日・年末年始(12月29日～1月3日)・各施設の休館日はお休みです。

お見合い結婚しませんか **お世話してお陰様で27年目になります** **全国仲人連合会・高田馬場**
日高 晶元 ひだかあきもと **がサポートします** ☎ 03-5386-3161 木曜休

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。

区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

いずれも策定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」2年12月1日号等で計画案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

なお、策定した計画の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方等は、下記の閲覧場所のほか、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館で4月30日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」）でもご覧になれます。

「第6期杉並区障害福祉計画・第2期杉並区障害児福祉計画」を策定しました

——問い合わせは、障害者施策課管理係へ。

●意見提出期間＝2年12月1日～3年1月4日 ●意見提出件数＝14件（延べ36項目）

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
「地域定着支援と自立生活援助は、想定する対象者がほぼ同じ」との説明があるが、正確な制度説明を掲載し、それに応じた積極的な見込量を策定すべきである。	本計画案は、国の要領および区の実情を踏まえたものであり、見込量の変更は行いませんが、ご指摘を踏まえ、より分かりやすくなるように、説明の文言を修正します。
これまで杉並区は、基幹相談支援センターは設置しておらず、その機能を障害者施策課で有していると説明していたので、基幹相談支援センターの設置の経緯等の説明を掲載すべきである。	ご指摘を踏まえ、基幹相談支援センターに関する説明を追記します。
移動支援事業については、個々の障害者のニーズに応じた柔軟な運用を図ってほしい。	障害者の移動に関する事業に係るご意見として、今後の事業実施の参考とさせていただきます。

策定した計画の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方等の閲覧場所

障害者施策課（区役所東棟1階）、障害者生活支援課（中棟2階）、保健福祉部管理課（西棟10階）、杉並保健所（荻窪5-20-1）、保健センター、福祉事務所、障害者福祉会館（高井戸東4-10-5）、高円寺障害者交流館（高円寺南2-24-18）、障害者地域相談支援センターすまいる

「杉並区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました

——問い合わせは、高齢者施策課管理係へ。

●意見提出期間＝2年12月1日～3年1月4日 ●意見提出件数＝6件（延べ13項目）

いただいた主なご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
高齢者だけでなく、若い世代も積極的に交流や支援に関わり、お互いさまの精神で誰もが暮らしやすい場がある魅力的な行政であってほしい。 また、高齢者向けの施設や住宅等も、高齢者に特化せず、さまざまな世代が利用できる工夫を検討してほしい。	これまでも区は共生型サービスの推進に取り組んできました。今後も、限りある社会資源を有効活用するため、高齢者に限定しないサービスの提供等について検討していきます。 また、地域共生社会の実現を目指して、ゆうゆう館の「コミュニティふらっと」への転用などを契機に、世代を超えた地域のつながり、交流や支援の場を作っていきます。
「安心おたっしや訪問」の箇所に、介護認定を取得されておらず介護サービスが必要とされている区民の方・取得されているがサービスを受けていない区民の方をサービスにつなげる点について記載の追加をお願いします。	「安心おたっしや訪問」に係る取り組みの内容をより明確に表現するため、記載を追加します。

策定した計画の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方等の閲覧場所

高齢者施策課（区役所東棟1階）、高齢者在宅支援課（西棟2階）、介護保険課（東棟3階）、ケア24、ゆうゆう館、高齢者活動支援センター（高井戸東3-7-5）

家庭用生ごみ処理機購入費補助

生ごみのリサイクルと減量を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

補助金額＝本体購入金額（税込）の2分の1（上限2万円）
対象区内在住で生ごみ処理機を4年3月31日までに購入し、継続して使用する方（申請は1世帯1基まで）
申請申込順
申請書（ごみ減量対策課〈区役所西棟7階〉で配布。電話請求可）に領収書を添えて、4年3月31日（必着）までに同課へ郵送・持参
同課事業計画係
予算枠に達した時点で終了。ディスプレイタイプは補助対象外。ポイント等還元分での支払額は補助対象外



電気自動車用充電設備導入助成

電気自動車等の普及を推進するため、充電設備の導入経費の一部を助成します。

対象機器＝①急速充電設備②普通充電設備（充電用コンセント・V2Hを含む）
助成額（1000円未満切り捨て）＝機器本体の購入価格（消費税を除く）の4分の1＋設置工事費（定額1万円）／限度額①50万円②10万円
対象区内在住の方（設置完了までに区内在住となる方を含む）、区内中小企業者（代表者が区内在住であること）
申請書（環境課〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、機器設置の2週間前かつ4月8日～4年2月28日に同課環境活動推進係へ持参
同係
予算枠に達した時点で終了。導入前の申請が必要。過去に同助成を受けた機器での再申請は不可（耐用期間を超えている場合は可）。詳細は、区ホームページ参照

低炭素化推進機器等導入助成

二酸化炭素の排出がない、あるいは少ないエネルギー機器の導入経費の一部を助成します。

——問い合わせは、環境課環境活動推進係へ。

助成対象機器

太陽光発電システムと蓄電池の同時設置で2万円加算になります。

- 太陽光発電システム＝限度額12万円
- 強制循環式ソーラーシステム＝限度額6万円
- 自然循環式太陽熱温水器＝限度額2万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池＝限度額8万円
- 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）＝定額5万円
- 家庭用燃料電池（エネファーム）＝定額5万円
- 高日射反射率塗装＝限度額15万円
- 窓断熱改修＝限度額15万円
- 雨水タンク＝限度額2万円

申請対象者

- ・区内在住の方（設置完了までに区内在住となる方を含む）
- ・区内中小企業者（代表者が区民であること）
- ・共同住宅管理組合および管理者
- ・医療法人、社会福祉法人、学校法人
- ・町会、自治会、商店街組合ほか

受付期間

4月8日～4年2月28日（完了報告は4年3月18日まで。予算枠に達した時点で終了）

申請方法

申請書（環境課環境活動推進係〈区役所西棟7階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、助成対象機器等導入（雨水タンクは購入）の2週間前までに同係へ持参

その他

- ・過去に同助成を受けた機器での再申請は不可（耐用期間を超えている場合は可〈雨水タンクを除く〉）
- ・詳細は、区ホームページ参照

広告

服薬支援ROBO “コックンお薬よ〜” お薬の **飲み過ぎ** **飲み忘れ** **飲み間違い** を防止！

日本ヘルツ株式会社

0120-554-354

シンプルな機能で従来品の半値以下！

日本ヘルツ お薬よ〜

検索

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。



国民健康保険 に加入している方へ



3年度国民健康保険料の料率が決まりました

国民健康保険の保険料は前年所得が確定する6月中旬に決定し、各世帯に保険料額通知書を送付します。3年度の保険料を、6月～4年3月の10回でお支払いいただくよう計算して通知します。

〈3年度国民健康保険料〉

	医療分 (全ての加入者)	後期高齢者支援金分 (全ての加入者)	介護分 (40～64歳の加入者)
均等割 (加入者1人当たり)	年額3万8800円	年額1万3200円	年額1万7000円
所得割	賦課標準額 (※) × 7.13%	賦課標準額 (※) × 2.41%	賦課標準額 (※) × 2.20%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※賦課標準額 = 前年の総所得金額等 - 住民税の基礎控除額 (43万円)。

$$\text{年間保険料} = \text{医療分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護分}$$

◆他の保険の適用となった方へ

勤務先の保険に加入するなど他の保険の適用となった方は、国民健康保険の脱退手続きが必要です。保険証などの新しい保険に加入していることが分かるものと国民健康保険証を持参の上、国保年金課国保資格係 (区役所東棟2階) または区民事務所で手続きをしてください。来庁できない場合は郵送でも手続きができます。人数分の新しい保険証の写しと国民健康保険証を国保年金課国保資格係へ郵送してください。

◆申告はお済みですか？

前年の所得に関する申告がない場合、保険料が確定できないだけでなく、減額の判定もできません。確定申告または住民税の申告が済んでいない方は早めに申告をお願いします。

☎国保年金課国保資格係 ☎5307-0641

保険料の納付をお忘れなく

◆口座振替をご利用ください

保険料の納付には、納め忘れのない口座振替をご利用ください。国保年金課国保収納係 (区役所東棟2階)・各区民事務所で手続きできます (郵送でも手続き可)。

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、西武信用金庫、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方で、本人が手続きの際にキャッシュカードを持参すれば、簡単に手続きが可能です (一部非対応のカードあり)。

◆納付書での納付

銀行などの金融機関 (ゆうちょ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課国保収納係、区民事務所で納付できます。ただし、30万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは使用できません。

納付書で保険料を納めている方は、携帯電話やペイジー (Pay-easy) を利用した納付もできます。詳細は、区ホームページをご覧ください。

◆ご相談ください

倒産や失業など、やむを得ない事情で保険料を納めることが困難になった方は、国保年金課国保収納係にご相談ください。

☎国保年金課国保収納係 ☎5307-0374

対象の方へ糖尿病性腎症等重症化予防プログラムのご案内をお送りします

糖尿病性腎症等のリスクがある方に、疾病管理の教育を受けた保健師・看護師が面談・電話で健康指導を行う6カ月間の継続支援プログラムです。かかりつけ医と連携して、生活習慣のアドバイスや糖尿病に関する情報提供を行い、健康と生活の質の向上を目指します (無料)。

☑区の国民健康保険に加入していて、血糖高値・腎機能低下がみられる方
☑申込書 (4月中旬に対象者へ送付) を委託事業者へ郵送 ☑委託事業者 = DPPヘルスパートナース

◆糖尿病治療を中断している方は受診しましょう

過去に糖尿病治療歴があり、現在治療を中断していると考えられる方に受診勧奨の通知を送付します。医療機関で受診後、プログラムの該当基準であれば、医師の紹介の下「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に参加することもできます。

☎国保年金課医療費適正化担当



不妊治療費助成等のご案内

区では特定不妊治療 (体外受精および顕微授精) および男性不妊治療 (精巣内精子生検採取法等) の医療費の一部を助成しています。

変わります

4月の申請分から、事実婚の夫婦も対象となります。

申請期限は、東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた日から1年以内かつ5年3月31日までです。

東京都特定不妊治療費助成事業の助成要件等が拡充されています (1月1日以降に終了した治療が対象)。

特定不妊治療の医療費の一部について、東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている夫婦を対象に助成します。また、東京都で助成金の承認決定された男性不妊治療に係る医療費も助成の対象となります。

杉並区特定不妊治療費助成

●助成内容

①特定不妊治療の医療費から、東京都特定不妊治療費助成事業での助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療ステージごとの上限額 (A・B・D・E=5万円。C・F=2万5000円) を助成。

②男性不妊治療に係る医療費から、東京都の助成額を差し引いた実費額のうち、上限額 (5万円) を上記①に合算して助成。

※都の不妊検査等助成、不育症検査助成は、杉並区特定不妊治療費助成には含まれません。

〈助成回数〉

東京都に準じます (詳細は、東京都福祉保健局ホームページ参照)。

●対象者 (本人または配偶者が、次の要件全てに該当する方)

- ①東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を1年以内に受けている。
※東京都の助成を受けていない方は、まず東京都へ申請をしてください。
- ②区の助成の申請時に、夫婦 (事実婚を含む) またはその一方が区に住民登録がある。
- ③他の区市町村から、同一の特定不妊治療に対し同種の助成を受けていない。

●申請方法

必要書類 (詳細は、区ホームページ参照) を、東京都の「特定不妊治療費助成承認決定通知書」の発行日から1年以内かつ5年3月31日までに各保健センターへ持参 (来所できない場合は各保健センターにご相談ください)。

☎杉並保健所健康推進課 ☎3391-1355

東京都不妊検査等助成

●助成内容

保険医療機関で行った不妊検査および一般不妊治療に要した費用 (保険薬局における調剤を含む) について、5万円を上限に助成 (助成回数は夫婦1組につき1回)。

不育症検査助成

●助成内容

平成31年4月1日以降に保険医療機関にて行った不育症検査に要した費用について、5万円を上限に助成 (助成回数は夫婦1組につき1回)。

詳細は、東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。

☎東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 母子医療助成担当 ☎5320-4375

不妊専門相談

不妊外来を担当する看護師が、不妊についての専門的な相談に個別に応じます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

☎4月15日(木)午後1時30分・2時10分・2時50分・3時30分 ☎杉並保健所 (荻窪5-20-1) ☎区内在住・在勤・在学の方 ☎各1組 (申込順) ☎☎電話・Eメールに氏名 (匿名・ニックネーム可)・希望時間・電話番号・来所人数を書いて、杉並保健所健康推進課健康推進係 ☎3391-1355 ☎KOUZA-TANTOU@city.suginami.lg.jp

介護保険制度改正のお知らせ

—— 問い合わせは、介護保険課へ。

4月からの改正点

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料

3年度から3年間の保険料は据え置きです。

第1～3段階の保険料額は、国の低所得者保険料軽減強化の実施により、軽減されています。

（新しい介護保険料段階と保険料額）

段階	料率	対象者	保険料年額（月額）
1	基準額×0.30	・生活保護受給の方 ・世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方、または本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	2万2440円（1870円）
2	基準額×0.40	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	3万円（2500円）
3	基準額×0.73	世帯全員（一人世帯を含む）が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	5万4480円（4540円）
4	基準額×0.85	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	6万3000円（5250円）
5	基準額	本人が住民税非課税で他の世帯員が住民税課税であり、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	7万4400円（6200円）
6	基準額×1.06	本人が住民税課税の方（合計所得金額125万円未満）	7万8600円（6550円）
7	基準額×1.19	本人が住民税課税の方（合計所得金額125万円以上210万円未満）	8万8800円（7400円）
8	基準額×1.40	本人が住民税課税の方（合計所得金額210万円以上320万円未満）	10万4400円（8700円）
9	基準額×1.61	本人が住民税課税の方（合計所得金額320万円以上500万円未満）	12万円（1万円）
10	基準額×1.89	本人が住民税課税の方（合計所得金額500万円以上700万円未満）	14万400円（1万1700円）
11	基準額×2.20	本人が住民税課税の方（合計所得金額700万円以上1000万円未満）	16万3800円（1万3650円）
12	基準額×2.50	本人が住民税課税の方（合計所得金額1000万円以上1500万円未満）	18万6000円（1万5500円）
13	基準額×2.70	本人が住民税課税の方（合計所得金額1500万円以上2500万円未満）	20万1000円（1万6750円）
14	基準額×3.00	本人が住民税課税の方（合計所得金額2500万円以上）	22万3200円（1万8600円）

※第7・8段階を区分する基準所得金額は200万円から210万円に、第8・9段階を区分する基準所得金額は300万円から320万円に変更されています。



8月からの改正点

施設を利用した場合の食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）

8月の介護サービス利用分から、以下のとおり変更されます。

- ・第3段階が下表のとおり所得に応じて2つの段階に区分されます。
- ・1000万円以下（夫婦で2000万円以下）であった預貯金基準が、下表のとおり所得段階に応じて細かく設定されます。
- ・下表の「第3段階②」の負担限度額が引き上げられるほか、各所得段階の負担限度額も見直されます。負担限度額の金額の詳細は、現時点では未定です。

（8月からの利用者負担段階の基準および預貯金基準）

段階	基準	預貯金基準※
1	生活保護受給の方または非課税世帯の老齢福祉年金受給の方	—
2	非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身=650万円以下 夫婦=1650万円以下
3①	非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	単身=550万円以下 夫婦=1550万円以下
3②	非課税世帯で本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円を超える方	単身=500万円以下 夫婦=1500万円以下
4	課税世帯	—

※第2号被保険者（65歳未満）は、現行の1000万円以下（夫婦で2000万円以下）の基準のままです。

高額介護（予防）サービス費の負担上限額

8月の介護サービス利用分から、所得区分「現役並み所得者」の負担上限額が医療保険に合わせて細分化され、高所得者の負担上限額が引き上げられます。

（8月からの所得区分および負担上限額）

所得区分		負担上限額（月額）
現役並み所得者（※）	①年収が約1160万円以上	世帯14万100円
	②年収が約770万円以上、約1160万円未満	世帯9万3000円
	③年収が約383万円以上、約770万円未満	世帯4万4400円
一般世帯（住民税課税世帯）		世帯4万4400円
住民税非課税世帯		世帯2万4600円
住民税非課税世帯のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		個人1万5000円 世帯2万4600円
生活保護受給者		個人1万5000円

※①～③の見直し後の詳細な基準は、現時点では未定です。

骨髄提供者等に助成金を交付します

提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業者にかかる負担の軽減を通じて、より多くの骨髄・末梢血幹細胞移植を実現させるため、助成金を交付します。

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課管理係 ☎3391-1355へ。

対象者

ドナー 区内在住で日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄・末梢血幹細胞の提供をした方

事業者 ドナーが勤務している事業者

助成金額

ドナーが骨髄・末梢血幹細胞を提供する際に要した入院日数および通院日数に応じて、助成金を交付します。

ドナー 1日2万円（通算7日を上限）

事業者 1日1万円（通算7日を上限）

申請方法

申請書（杉並保健所健康推進課で配布。区ホームページからも取り出せます）を、同課（〒167-0051荻窪5-20-1）へ郵送・持参してください。

申請期限

ドナーが骨髄・末梢血幹細胞を提供する際に要した入院期間および通院期間の最後の日から、1年以内に申請してください。

その他

ドナー登録については、ドナー登録のしおり「チャンス」（日本骨髄バンクホームページからご覧になれます）で登録条件を確認してください。

杉並区狂犬病予防定期集合注射の実施

会場により、接種できる曜日・時間が異なるため、個別に送付する「注射のお知らせ」「会場一覧表」をご覧ください。

なお、これから犬の登録をする方はお問い合わせください。

☎6月30日まで ☎注射料3200円。注射済票550円（即時交付）。新規登録の場合は別途登録料3000円/いずれも犬1頭当たり ☎杉並保健所生活衛生課管理係 ☎3391-1991 ☎各会場への車での上場不可。飼い犬の死亡届は、電話・電子申請で受け付け

3年度 区民健康診査・がん検診などのお知らせ

—— 問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015へ。

3年度の変更点

- 胃がん検診(胃部エックス線)は、国の指針に基づき対象年齢を40歳以上から50歳以上に変更しました。
- 前立腺がん検査は国の指針に位置付けられていないことから、2年度をもって終了しました。

- 全ての健(検)診の対象年齢は、3年度(4月1日～4年3月31日)に誕生日を迎えた満年齢です。
- 各健(検)診ともに、5月下旬から区ホームページで健(検)診実施機関一覧がご覧になれます。
- 各健(検)診とも、受診できない場合(自覚症状がある方、治療中・経過観察中の方等)があります。詳細は、区ホームページをご覧ください。
- 各健(検)診費用は、受診する医療機関の窓口でお支払いください。なお、生活保護・中国残留邦人等の生活支援給付受給者は費用が無料になります。該当の方で受診券に「無料」の記載がない場合は、受診前にお問い合わせください。

受診に際してのお願い

- 新型コロナウイルス感染の拡大状況等によっては、健(検)診を一時休止する場合があります。受診券を受け取りましたら、**できるだけ早めの予約をお願いします。**
- 密集・密接を防止するため、**必ず電話等で健(検)診の事前予約をした上で、受付時間を守って受診してください。**

●区への申し込みが必要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査		がん検診			
	成人等健診(※1)	肺がん	子宮頸がん(2年に1度)	乳がん(2年に1度)	胃がん	
対象者	30～39歳で職場などで健診を受ける機会がない方	40歳以上の方	20歳以上で2年度に受診していない女性	40歳以上で2年度に受診していない女性	50歳以上で2年度に胃内視鏡検査を受診していない方	
費用	無料	500円(65歳以上は無料)	500円(※2)	500円(※3)	500円	1000円
受診期間(休診日を除く)	6月1日～4年2月15日		6月1日～4年2月28日			
申込締め切り日(必着)	4年1月31日		4年2月14日			定員4000名(申込順)。定員になり次第終了
受診券発送日	●新規に申し込んだ方=5月上旬までに到着分=5月末に発送▶5月中旬以降の到着分=順次発送(申し込み状況により、2・3週間かかる場合があります) ●その他の方=下記「がん検診受診券(シール)申し込みの流れ」をご覧ください					

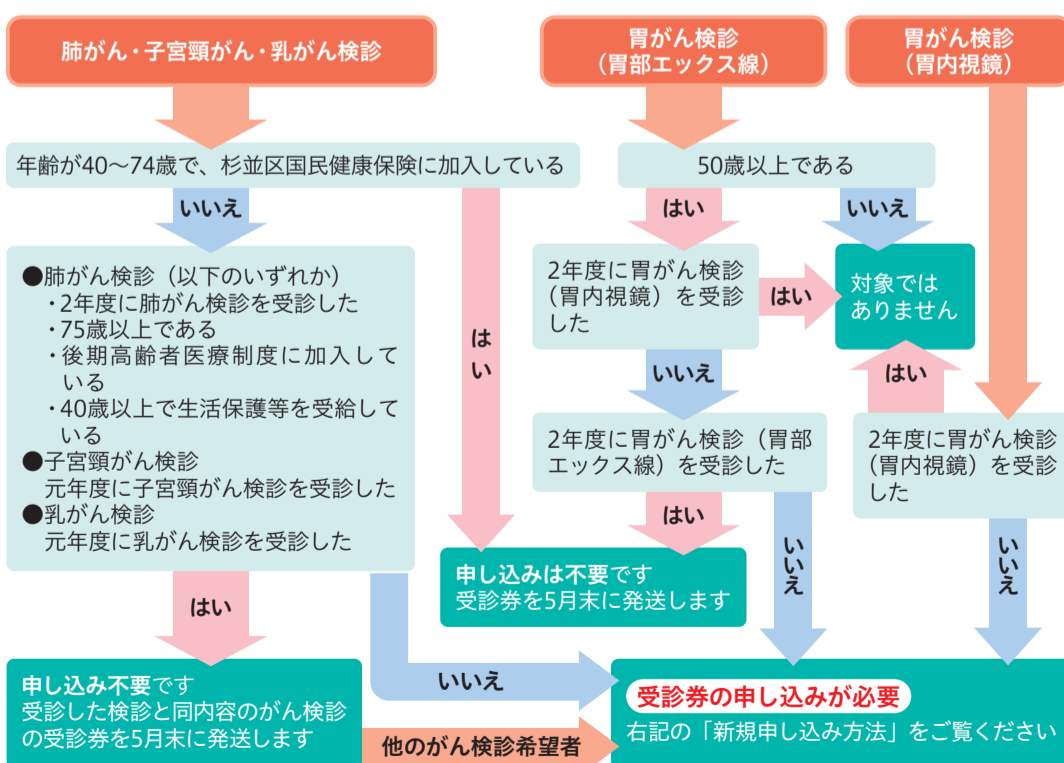
- ※1.平成30年～令和2年度の間成人等健診の受診履歴のある方は申し込み不要。受診券を5月末に発送します。
- ※2.平成12年4月2日～13年4月1日生まれの女性は、子宮頸がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送します。
- ※3.昭和55年4月2日～56年4月1日生まれの女性は、乳がん検診無料クーポン対象であるため、申し込み不要。5月末にクーポン券を発送します。

●区への申し込みが不要な健(検)診

健(検)診名	区民健康診査		がん検診	歯科健診		その他
	国保特定健診	後期高齢者健診	大腸がん(※4)	成人歯科健診	後期高齢者歯科健診	眼科検診
対象者	40～74歳で杉並区国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	40歳以上の方	25・30・35・40・45・50・60・70歳の方	76歳の方	40・45・50・55・60歳の方
費用	無料		200円	無料		300円
受診期間(休診日を除く)	6月1日～4年2月15日		6月1日～4年2月28日	6月1日～12月28日		10月1日～4年1月31日
受診券発送日	5月末		受診券シールはありません。健(検)診実施機関へ直接申し込んでください	5月末		9月末

※4.区民健康診査の対象の方は、区民健康診査と同時受診となります。

●がん検診受診券(シール)申し込みの流れ



新規申し込み方法(次のいずれか)

電子申請(東京共同電子申請・届出サービスより)

成人等健診

スマートフォンから
右2次元コードから申し込み



パソコンから

- ①「杉並区 区民健康診査」で検索
- ②区ホームページ上部の「成人等健診申し込み」をクリック

がん検診

スマートフォンから
右2次元コードから申し込み



パソコンから

- ①「杉並区 がん検診」で検索
- ②区ホームページ上部の「がん検診申し込み」をクリック

はがき

【申し込み先】杉並保健所健康推進課健診係(〒167-0051荻窪5-20-1)

【記載事項】住所、氏名(フリガナ)、生年月日、年齢、性別、電話番号、希望健(検)診名(胃がん検診は、胃部エックス線または胃内視鏡のいずれかを明記)

窓口(杉並保健所健康推進課)

本人確認できるもの(保険証・運転免許証・マイナンバーカード等)を持参

世帯数	日本人のみの世帯	311,027 (279減)	外国人のみの世帯	10,967 (133減)	日本人と外国人の世帯	2,617 (11減)	合計	324,611 (423減)
-----	----------	-------------------	----------	------------------	------------	----------------	----	-------------------

まちを彩る
「学び」の力

すぎなみ
地域大学

5~7月開講講座の 新規受講生を募集します

すぎなみ地域大学で、まちに踏み出すきっかけを作ませんか。
—— 問い合わせは、地域課すぎなみ地域大学担当☎3312-2381へ。



講座名	日時・場所・講師・内容・対象・定員(抽選)・費用	申込締め切り日(必着)
地域活動基礎コース		
チャレンジ! ボランティア特別企画 「ボランティアってなんだ?」 withコロナのボランティアを考える	時6月6日(日)午後1時30分~4時 場ウェルファーム杉並(天沼3-19-16) 師NPO法人ハンズオン埼玉理事・西川正 定30名	5月13日
みんなとつながる会話	時6月8日~29日の毎週火曜日、午後6時30分~9時(計4回) 定12名	5月13日
地域活動実践コース		
学校介助員ボランティア講座	時6月4日(金)・11日(金)・18日(金)午前10時~正午(計3回) 定18名 費1500円	5月13日
文化財保護ボランティア講座	時6月16日(水)・23日(水)・30日(水)、7月7日(水)・14日(水)、11月24日(水)午後1時30分~5時(ほか2日間実習あり。計8回) 場区役所分庁舎ほか 定15名 他10月に見学レポートを提出	5月23日
救急協力員講座	時①5月23日(日)②6月29日(火)のいずれか1日、午前9時30分~午後0時45分 対区内在住・在勤・在学で救命技能認定証を持っていない16歳以上の方 定各12名 費各500円	①5月5日 ②6月6日
救急協力員上級講座	時7月11日(日)午前9時30分~午後5時45分 対区内在住・在勤・在学で、上級救命技能認定証や応急手当普及員認定証を持っていない16歳以上の方 定12名 費1000円	6月17日
森林ボランティア育成講座	時5月22日(土)、6月~4年3月の第2土曜日、原則午前9時~午後3時(8月を除く。計10回) 場青梅市内 対区内在住で18歳以上の方 定15名	5月5日
区民後見人基礎講座 説明会	時6月26日(土)午後2時~4時 場ウェルファーム杉並(天沼3-19-16) 対区内在住でおおむね65歳未満の方 定30名 他10月開催予定の同講座を受講するためには、参加必須	6月1日
オリンピック・パラリンピックに向けた ボランティア育成講座 「ビーチバレーボールの魅力を 再発見!」	時6月13日(日)午前10時~正午(予定) 場永福体育館(永福1-7-6) 内1部「ビーチバレーボールの魅力」、2部「ビーチコートでのボランティア実践」 定40名	5月23日

※場の記載がないものは、区役所分庁舎(成田東4-36-13)。対の記載がないものは、区内在住・在勤・在学の方。

申し込み 方法

はがき・ファクス・Eメール(12面記入例)に受講動機と修了後の活動目標、在勤・在学の場合は勤務先・学校名も書いて、地域課すぎなみ地域大学担当(〒166-0015成田東4-36-13☎3312-2387✉tiikidaigaku-t@city.suginami.lg.jp)。またはすぎなみ地域大学ホームページ(右2次元コード)から申し込み 他詳細は、募集案内(駅の広報スタンド、区役所、区民事務所、図書館等で配布)参照



3年度協働提案事業を募集します

—— 問い合わせは、地域課協働推進係☎3312-2381へ。

協働提案制度は、区と地域活動団体(NPO法人、地域団体、事業者等)が、お互いの立場を尊重し役割を分担しながら、地域の課題解決に取り組む制度です。

協働の担い手となる地域活動団体と区が話し合いや意見交換の場を持ち、課題の認識や目的、解決の方向性を共有して、提案された協働提案事業に取り組みます。各団体の得意分野を生かした事業提案をお待ちしています。

提案できる内容

- 地域の課題解決につながるもの
- 区と地域活動団体が協働することで相乗効果が期待できるもの
- 地域活動団体が主体となって実施することが可能であるもの
- 特定の個人や団体のみが利益を受けるものではないもの
- 区への一方的な要望ではなく、区と地域活動団体との協議の結果、明確に協働の役割分担ができるもの
- 宗教活動または政治活動を目的としていないもの

対象

NPO法人・ボランティア団体・地域団体・事業者などの団体。詳細な要件は、お問い合わせください

募集期間

5月31日まで

提案の受け付け

すぎなみ協働プラザ(阿佐谷南1-47-17☎3314-7260✉info@nposupport.jp)

事前相談

電話・Eメール(12面記入例)で、事前相談を希望する日時を予約

その他

詳細は、「杉並区協働提案募集案内 令和3年度」(区役所西棟1階まちの情報コーナー、区役所分庁舎、各地域区民センター、すぎなみ協働プラザ等で配布)をご覧ください。

3年度 協働提案 募集説明会

時4月26日(月)午後6時30分~7時30分 場すぎなみ協働プラザ 内協働提案制度の概要、募集・実施スケジュールほか 申電話・Eメール(12面記入例)で、すぎなみ協働プラザ✉sanka@nposupport.jp 他不参加でも協働提案の応募可

リニューアル!

杉並区防災・防犯情報

メール配信サービスにご登録ください

気象情報や防災行政無線から放送した内容などの災害に関する情報、特殊詐欺の発生や、不審者の出没などの防犯情報をメールでお知らせします。

—— 問い合わせは、防災メールは防災課、防犯メールは危機管理対策課へ。

登録方法

- ①メール配信を希望するスマートフォン、タブレット、パソコン等から ✉t.sss@sgnm.lisaplus.jpに空メールを送信してください。
※右下2次元コードを読み込むとメール送信画面が起動します。
 - ②メールが返信されるので、本文にあるURLをクリックしてください。
 - ③登録画面でメール配信を希望する情報を選択し、登録ボタンをクリックしてください。
- ※迷惑メールの防止設定をされている場合は、
✉tikianzen-k@city.suginami.lg.jpからのメールが受信できるように設定してください。



人口(住民基本台帳)
3月1日現在()は前月比

人口	日本人	男	266,252(300減)	女	289,397(250減)	小計	555,649(550減)	合計	572,257 (704減)
外国人	男	8,299(57減)	女	8,309(97減)	小計	16,608(154減)			